答申文

【エディオン旭川永山店】

（答申）

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

（理由）

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下、「法」という。）第４条の指針に述べられている配慮事項のうち、施設の配置に関し、出入口①及び出入口②の前面に中央分離帯が設置されており、分離帯開口部からの出入庫車両が想定されるため、交通安全の確保に関し懸念が示されたが、出入口①に左折出庫誘導サイン、出入口②に左折出庫誘導サイン及び右折入庫禁止の案内をするなど、交通錯綜を低減するための一定の配慮がなされている。

また、敷地境界における夜間の音源ごとの最大値が、騒音規制法における夜間の規制基準を超えるが、受音点となる直近の住宅壁際等で再計算した結果、基準の範囲内の予測となっている。

その他の項目についても、法第４条に沿った配慮がなされていることから、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

旭川市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

ただし、駐車場の運用に当たっては、出入庫車両が危険な交通錯綜を生じさせることのないよう、安全面に十分配慮した運営に努める必要があるほか、店舗から発生する騒音については、周辺地域の生活環境を悪化させることのないよう配慮するとともに、万一、地域の住民等からの苦情があった場合は、速やかに適切な対応策を講じること。

以上の点を申し添える。